

市販薬に
ついて

特別に減税が受けられる制度 (医療費控除の特例)ができました

平成29年1月から、薬局やドラッグストアなどで特定の成分を含んだ市販薬の購入について、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が受けられるようになりました*。
平成30年(平成29年分として)から確定申告できますので、今からレシートを保管しておきましょう。

※平成33年分までの5年間の減税措置。

※本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

市販薬を
購入したときは
レシートを保管
しておきましょう

対象となる薬は？

主に医療用から転用された医薬品ですが、全てが対象ではありません。対象となる薬のパッケージには、下のようなマークがついています。

セルフメディケーション

税 控除 対象

対象となる人は？

下記のいずれかを受けていて、対象となる市販薬を購入した人です。

- ① 特定健診
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断
- ④ 健康診査
- ⑤ がん検診

控除される金額は？

平成29年1月1日から12月31日までの年間購入額が合計12,000円を超えたとき、その超えた部分の金額が所得控除の対象となります。上限金額は88,000円で、生計を一にしている家族の分も含まれます。

この控除を受けるには、以下のいずれか1つを添付する必要があります。

- ① 特定健康診査を受診したことがわかるもの
- ② インフルエンザまたは高齢者の肺炎球菌の予防接種を受けたことがわかるもの
- ③ 勤務先で実施される定期健康診断を受診したことがわかるもの
- ④ 中建国保が実施する健康診査を受診したことがわかるもの
- ⑤ 健康増進法に基づき実施されたがん検診を受診したことがわかるもの

上記の書類がお手元にはない場合には、中建国保が証明書を発行いたしますので、所属の支部・出張所にお問い合わせください。